

県南広域振興局長告示第42号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成24年4月3日

県南広域振興局長 田村均次

短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370901175	社会福祉法人七星会	特別養護老人ホームシ ルバーライト花泉	一関市花泉町涌津字上 原31番地	平成24年3月31日